

令和元年 5 月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

## 『消費税率引上げ・軽減税率・インボイス 業種別 対応ハンドブック』 の補訂と訂正について

本書において、発刊後に明らかになった情報に基づく補訂と正誤がございましたので、下記正誤表の通り訂正をさせていただきます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

### 正誤表

修正箇所	誤	正
10 頁 下 か ら 4 行 目 ～	<u>テイクアウトか店内飲食かの判断ですが、①持ち帰り用の容器に入れる、あるいは包装をして行う飲食料品の販売は軽減税率であるとされる一方、②トレイや返却の必要がある食器に盛られた飲食料品の提供は</u> <u>外食に当たるとされています。</u>	<u>また、持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがありますが、この場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか</u> <u>の意思確認を行うなどの方法により、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定することになります。</u> <u>いつ判断するかは、販売の時点です。販売時に顧客が「持ち帰り」といったものは軽減税率が適用され、その後客の気が変わって店内で飲食したとしても、差額の消費税を徴収する必要はありません。</u> <u>意思確認の方法ですが、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの場合において、すべての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問す</u>

		<p>ることは必要とされていません。このような店舗では、例えば「<u>イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください</u>」等の掲示をして意思確認を行うなど、<u>営業の実態に応じた方法で意思確認を行うことも容認されます。</u></p>
11 頁 1行目 ～	<p>(3) <u>イートインコーナー</u></p> <p><u>コンビニの弁当や惣菜は、持ち帰りのための包装をした上で販売しているため、飲食料品の販売に該当し、軽減税率が適用されます。</u></p> <p><u>これに対して、コンビニ店内でホットスナックが販売されている場合で、返却の必要がある容器やトレイに盛られて提供されるものをイートインコーナーで食べる場合には、<u>外食として標準税率が適用されます。</u></u></p> <p><u>持ち帰りか、店内飲食かの判断がつきにくい場合には、顧客の意思を確認して決めます。いつ判断するかは、販売の時点です。販売時に顧客が「持ち帰り」といったものは軽減税率が適用され、その後客の気が変わって店内で飲食したとしても、<u>差額の消費税を徴収することはありません。</u></u></p>	<p>(3) <u>イートインコーナー・休憩スペース</u></p> <p><u>「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であればその規模や目的を問わないため、イートインコーナーであっても「飲食設備」に該当します。そのため、イートインコーナーのあるコンビニ等は、「飲食設備」がある店舗ということになりますので、<u>税率の判定は、前述(2)の取扱いによることとなります。</u></u></p> <p><u>なお、スーパーの休憩スペースに「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして飲食を禁止しており、ほかに「飲食設備」がない場合には、<u>持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。ただし、「食事はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペースであったとしても、<u>実態として顧客に飲食させているような場合には、<u>食事の提供に当たりますので軽減税率の対象とはなりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、適用税率の判定を行うこととなりますのでご注意ください。</u></u></u></u></p>
17 頁 ① の 算式	$\frac{\text{分母のうち、軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{卸売業・小売業にのみ要する仕入総額}} = \text{仕入割合}$	$\frac{\text{分母のうち、軽減対象資産の譲渡にのみ要するもの}}{\text{卸売業・小売業にのみ要する仕入総額}} = \text{仕入割合}$
24 頁 (1)4行 目	<p>ここで、<u>適格請求書の交付に代えて、あらかじめ相手方の承諾を得た上で、<u>適格請求書に記載する内容に係る電子データを提供することができます。</u></u></p>	<p>ここで、<u>適格請求書の交付に代えて、<u>適格請求書に記載する内容に係る電子データを提供することができます。</u></u></p>

<p>45 頁 図表 I-2 - 10 中、中 段 右 側</p>	<p>いわゆる「<u>ケータリング</u>」は「<u>外食</u>」として <u>取り扱われるので、10%の標準税率が適用</u> される。</p>	<p>いわゆる「<u>ケータリング</u>」には _____ _____ 10%の標準税率が適用 される。</p>
<p>66 頁 Q33</p>	<p>食品表示法で定める食品の販売が軽減税率の 対象となるそうですが、例えば、<u>食用となるザザ</u> <u>ムシやイナゴ等の昆虫を採取者が販売する場合</u> <u>や食用となるスッポンやウミヘビ等の水生生物</u> を養殖者や採取者が販売する場合など、食用とな るものの販売についてはすべて食品の販売と捉 え、軽減税率の対象となると考えてよいでしょ うか？</p>	<p>食品表示法で定める食品の販売が軽減税率の 対象となるそうですが、例えば、 _____ _____ _食用となるスッポンやウミヘビ等の水生生物 を養殖者や採取者が販売する場合など、食用とな るものの販売についてはすべて食品の販売と捉 え、軽減税率の対象となると考えてよいでしょ うか？</p>
<p>66 頁 A 1 行目 ～</p>	<p><u>食用となるスッポンやウミヘビ等の水生生物は、食</u> 品表示法で定める食品として、その販売が軽減税率の 対象となりますが、<u>食用となるザザムシやイナゴ等の</u> <u>昆虫は、食品表示法で定める食品に該当せず、その販</u> <u>売は軽減税率の対象となりません。</u> <u>軽減税率の対象となる飲食料品の根拠法令は、食品</u> <u>表示法ということになります。したがって、食品表示</u> <u>法に規定する食品であるかどうか、原則的な判断基</u> <u>準となります。</u></p>	<p><u>人の飲食の用に供されるスッポンやウミヘビ等の</u> 水生生物は、食品表示法で定める食品として、その販 売が軽減税率の対象となります _____ _____ _____。 _____ _____</p>
<p>67 頁 1行目 ～</p>	<p>ここで、<u>昆虫については別表に含まれていません</u> が、<u>スッポンやウミヘビについては別表第二「3 水</u> <u>産物- (3) 水産動物類」に該当します。したがって、</u> <u>昆虫の販売については、たとえ食用として販売する場</u> <u>合でも軽減税率の対象となりませんが、スッポンやウ</u> <u>ミヘビの販売については、食用である限り軽減税率の</u> <u>対象となるのです。</u> ちなみに、<u>これと似たようなケースで、生きた魚介</u> <u>類の販売は、…… (以下略)</u></p>	<p>ここで、 _____ _____ _____スッポンやウミヘビについては別表第二「3 水 産物- (3) 水産動物類」に該当します。 _____ _____ _____スッポンやウ ミヘビの販売については、<u>人の飲食の用に供されるも</u> <u>のである限り軽減税率の対象となるのです。</u> ちなみに、<u>これとは別のケースで、生きた魚介類の</u> <u>販売は、…… (以下略)</u></p>

**図表 II-1-2 食品表示法による判断**

軽減税率適用	標準税率適用
ウミヘビ等の水産動物類の 販売	昆虫の販売
生きた魚介類の販売	生きた家畜の 販売
ペットボトル入り飲料水の 販売	水道水の販売

**図表 II-1-2 具体例**

軽減税率適用	標準税率適用
(削除)	(削除)
生きた魚介類の販売	生きた家畜の 販売
ペットボトル入り飲料水の 販売	水道水の販売

<参 考>

ザザムシやイナゴ等の昆虫類については、地域によって古くから食されてきた文化がありますが、このような食用となる昆虫類を養殖者や採取者が販売するケースはどうなるのでしょうか。ザザムシについては、「生きた水生昆虫」として、別表第二「3 水産物－(3) 水産動物類(その他の水産動物類)」に、イナゴについては、「生きた陸生昆虫」として、別表第二「2 畜産物－(4) その他の畜産食品」に該当し、食用として販売する限りは、その譲渡は軽減税率の対象となるようです。

なお、これらの製品の製造業者以外の一般事業者等が、「その物品が医薬品等に該当するかどうか」を判断することは困難です。これらの製品の製造業者については、流通過程で消費税率に関する混乱が起こらないよう、パッケージ等の工夫が必要となるのではないのでしょうか。

逆に、「軽減税率適用商品」などとパッケージに謳うことによって、消費者の購買意欲を刺激するような販売戦略などにも繋がります。

(削除)

①及び⑤の用途で輸入するトウモロコシについては軽減税率の対象となりますが、②、③及び④の用途

①、④及び⑤の用途で輸入するトウモロコシについては軽減税率の対象となりますが、②及び③の用途で

行目～	で輸入するトウモロコシについては軽減税率の対象となりません。	輸入するトウモロコシについては軽減税率の対象となりません。
94 頁 下から 6 行目～	また、④のコーンスターチ製造用のものについては、そのコーンスターチの用途が、食品添加物として人の飲用又は食用に供される場合と医療用あるいは工業用として人の飲用又は食用以外の用途に供される場合とが渾然一体となっていますから、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるものに該当せず、その輸入は軽減税率の対象となりません（Q&A（個別事例編）問 35、36、37）。	④のコーンスターチ製造用のものについては、そのコーンスターチの用途が、食品として人の飲用又は食用に供される場合と工業用あるいは医療用として人の飲用又は食用以外の用途に供される場合がありますが、あくまでも、人の飲用又は食用に供される食品ですから、その輸入は軽減税率の対象となります（軽減税率Q&A（個別事例編）問 39、40、41）。
137 頁 (1)8 行目	<p style="text-align: center;">＜特例計算による課税標準額に対する消費税額＞</p> <p>○標準税率適用対象取引 10%消費税等相当額の合計額×78/100</p> <p>○軽減税率適用対象取引 8%消費税等相当額の合計額×78/100</p>	<p style="text-align: center;">＜特例計算による課税標準額に対する消費税額＞</p> <p>○標準税率適用対象取引 10%消費税等相当額の合計額×78/100</p> <p>○軽減税率適用対象取引 8%消費税等相当額の合計額×62.4/80</p>
143 頁 タイトル	④ 複数の事業を営む場合の有利判定	④ 複数の事業を営む場合 _____
143 頁 下から 4 行目	したがって、どんな些細なことでも困難な事情さえあれば「50%の割合」を用いて計算することができますから、「10 営業日割合」又は「仕入割合」と「50%の割合」についても実質的に有利判定ができるものと考えます。	(削除)
170 頁 Q86	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲食店において仕入れた缶飲料やペットボトル飲料をそのまま提供している場合の適用税率の取扱いはどうなりますか？ また、飲料については店内に設置した自動販売機で購入してもらうこととしている場合はいかがでしょうか？</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲食店において仕入れた缶飲料やペットボトル飲料をそのまま提供している場合の適用税率の取扱いはどうなりますか？ _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div>

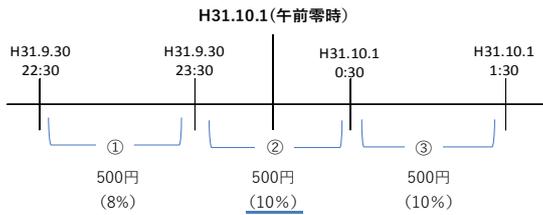
170 頁 下 か ら 3 行 目 ～	また、店内に設置した自動販売機で顧客が飲料等を 購入する場合も、飲食設備を利用して飲食するもので あれば同様の取扱いとなります（Q&A（個別事例編） 問 45）。	（削除）
175 頁	⑩ おみやげ込みのコース料理の提供	（全文削除）
180 頁 ②	② 外税表示の場合 A セット (税込 店内飲食 550 円) 本体価格 500 円 (税込 テイクアウト 540 円)	② 外税表示の場合 A セット (税額 店内飲食 50 円) 本体価格 500 円 (税額 テイクアウト 40 円)
219 頁 14 行 目～	インボイス方式への移行後は、インボイス発行事業 者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象にな りませんが、卸売市場等を通じて行う農産物及び水産 物の譲渡についても同様です。したがって、卸売市場 等に販売を委託している農家や水産業者が、インボイ ス登録事業者である場合には、卸売市場等が発行する 取引明細を保存することにより、購入者の側で仕入税 額控除を受けることができますが、委託者である農家 や水産業者がインボイス発行事業者でない場合には、 卸売市場等はインボイスを発行することができない ため、購入者の側では仕入税額控除を受けることがで きません（図表Ⅱ－４－５）。	（削除）
237 頁 4 行 目 ～	③ 給与と外注費 役務の提供の対価が外注費であれば、課税仕入れ として仕入税額控除の対象になりますが、給与に該 当する場合には課税仕入れにならないことになりま す。特に一人親方に支払った役務提供の対価が、外 注費になるか給与になるかというのは、大きな問題 です。 インボイス方式に移行後は、適格請求書発行事業 者でない者からの課税仕入れは仕入税額控除の対象 にはなりませんので、①一人親方が免税事業者であ る場合、及び②課税事業者ではあるが適格請求書発 行事業者の登録を受けていない場合は、給与か外注	（削除）

	<p>かを考える必要なく、仕入税額控除の対象にはならないこととなります。</p> <p>問題は、<u>適格請求書発行事業者に支払った役務の提供の対価であれば、すべて外注費として取り扱うことができるか</u>という点です。この点、<u>適格請求書発行事業者に支払った役務の提供の対価であればすべて外注費として取り扱う、と即断することもできないように</u>思われます。しかしながら、<u>給与と外注の判断について消費税法基本通達1-1-1は、「事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者という」と示しており、適格請求書発行事業者は、消費税の納税義務が発生することを承知で登録している事業者ですから、自己の計算において独立して事業を行っている者といえると思われます。したがって、よほど課税上の弊害がない限り、適格請求書発行事業者に支払った役務の提供の対価は、外注費として取り扱うことができると思われます。</u></p>							
<p>240 頁 A 1 行 目 ～</p>	<p><u>宿泊サービスは「役務の提供」に該当するため、その約した役務の全部の提供を完了した日が、課税資産の譲渡等の時期となります（消基通 9-1-5）。役務の全部の提供が完了するのはチェックアウトの時です</u>ので、<u>チェックアウトが平成 31 年 10 月 1 日以後であるものに 10%の新税率が適用されます。</u></p> <p><b>図表 II-6-1 チェックアウト日と適用税率</b></p> <table border="1" data-bbox="260 1570 826 1720"> <thead> <tr> <th>チェックアウトの日</th> <th>適用される税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年 9 月 30 日以前</td> <td>8 %</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 10 月 1 日以後</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	チェックアウトの日	適用される税率	平成 31 年 9 月 30 日以前	8 %	平成 31 年 10 月 1 日以後	10%	<p><u>宿泊サービスは請負による役務の提供に該当しません。「請負による役務の提供は、物の引渡しを要しない請負契約にあつては、その約した役務の全部の提供を完了した日を資産の譲渡等の時期とする」という消費税法基本通達 9-1-5 の規定に当てはめると、役務の提供の全部が完了するのはチェックアウトの時です</u>ので、<u>チェックアウトの日が 31 年施行日以後であるものは、原則として、10%の新税率が適用されると考えられます。</u></p> <p>(図表削除)</p>
チェックアウトの日	適用される税率							
平成 31 年 9 月 30 日以前	8 %							
平成 31 年 10 月 1 日以後	10%							
<p>246 頁</p>	<p>⑦ 旅客列車内で提供される飲食料品と軽減税率</p>	<p>(全文削除)</p>						
<p>250 頁 3 行 目</p>	<p>(追加)</p>	<p>ただし、「チェックインが施行日の前日でチェックアウトが施行日以後の場合に施行日の前日の利用と</p>						

の後

図表Ⅱ-6-8

ベーシックプランを3時間  
利用した場合



(2) ロングステイプラン

このプランでは、役務の全部の提供が完了するのはチェックアウトの時ですので、チェックアウトが平成31年10月1日以後である場合には10%の新税率が適用されるものと考えられます。

図表Ⅱ-6-10

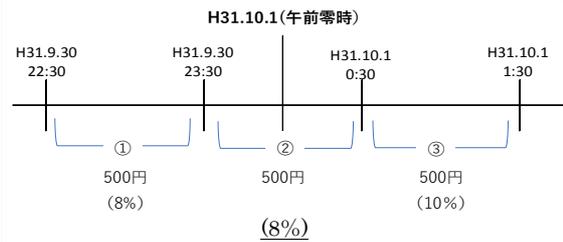
チェックアウト日と適用税率

チェックアウトの日	適用される税率
平成31年9月30日以前	8%
平成31年10月1日以後	10%

認識して適用税率を判定する」という宿泊業と同様の取扱い（詳細はQ129を参照）を行うことも考えられます。この場合の適用税率は次のようになります。

図表Ⅱ-6-8

ベーシックプランを3時間  
利用した場合



(2) ロングステイプラン

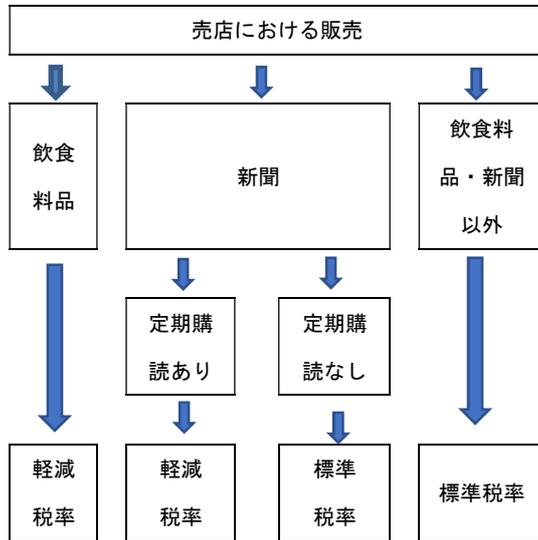
このプランでは、役務の全部の提供が完了するのはチェックアウトの時ですので、チェックアウトが平成31年10月1日以後である場合には、原則として、10%の新税率が適用されるものと考えられます。

(図表削除)

<p>274 頁 (3)</p>	<p>病院、医院等の中に売店が設置されている場合は一般の小売店と同様の取扱いになりますので、<u>酒類を除く飲食料品を販売している場合には軽減税率の対象となり、それ以外の物品については標準税率の対象となります。</u></p> <p>酒類は標準税率の対象ですが、病院の売店で酒類を販売することはほとんどないと思われま</p> <p>す。</p> <p>酒類は標準税率の対象ですが、病院の売店で酒類を販売することはほとんどないと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、売店で新聞を取り扱うことも多いと思われま</p> <p>すが、軽減税率の対象となる新聞の販売は定期購読契約に基づくものに限定されていますので、売店で販売される新聞は通常、標準税率が適用されます。病院の売店でも定期購読契約を締結した場合は、<u>軽減税率が適用されることとなりますが、稀なケースと思われま</u></p> <p><u>す(図表Ⅱ-8-3)。</u></p>	<p>病院、医院等の中に売店が設置されている場合は、一般の小売店と同様の取扱いになりますので、<u>まず、飲食設備があるかないかを確認します。飲食設備がない売店の場合には、酒類を除く飲食料品の販売は軽減税率の対象となり、それ以外の物品については標準税率の対象となります。</u></p> <p>なお、酒類は標準税率の対象ですが、病院の売店で酒類を販売することはほとんどないと思われま</p> <p>す。</p> <p>次に、<u>飲食設備がある売店の場合です。この場合に適用される税率の判定は、販売されているものによって異なります。また、持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品について、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売する場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか</u><u>の意思確認を行うなどの方法により、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定することになります (Q6 (2)テイクアウト、外食の飲食設備がある店舗の場合を参照のこと)。</u></p> <p>なお、売店で新聞を取り扱うことも多いと思われ</p> <p>ますが、軽減税率の対象となる新聞の販売は、定期購読契約に基づくものに限定されていますので、売店で販売される新聞は、標準税率が適用されます。</p>
----------------------	---	--

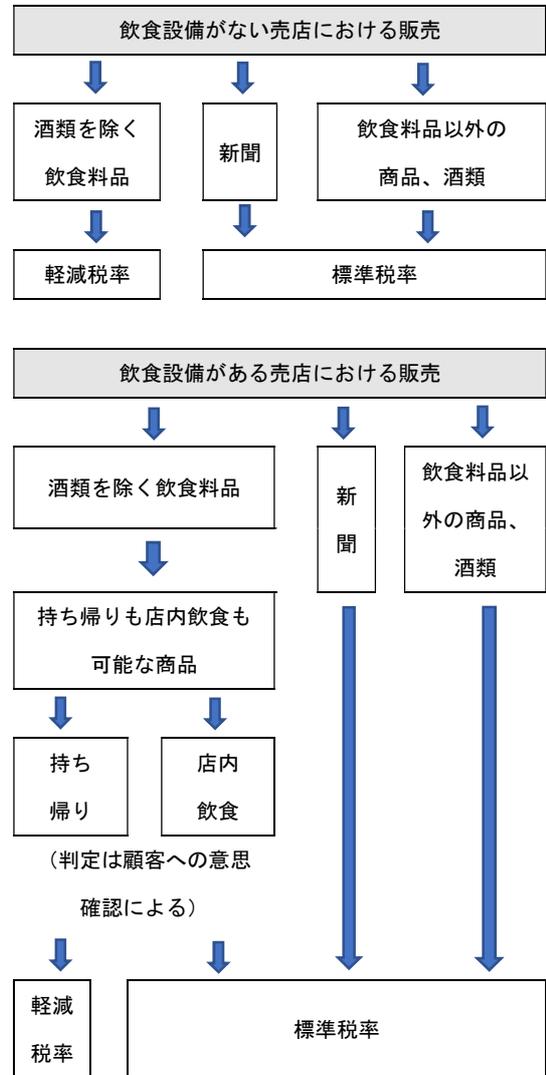
図表Ⅱ-8-3

売店における販売と消費税の取扱い



図表Ⅱ-8-3

売店における販売と消費税の取扱い



以上